

会 議 記 録					
会議の名称		平和人権対策特別委員会		会議場所	第 1 委員会室
				担当職員	山崎 浩久
日時	平成 2 4 年 5 月 2 4 日（木曜日）		開議	午前	1 0 時 0 0 分
			閉議	午後	0 時 1 6 分
出席委員		酒井 ○齊藤 並河 中澤 石野			
執行機関出席者		竹井企画管理部長、内田秘書広報課長、門生涯学習部長、小林人権啓発課長 辻田教育部長、山本学校教育課長、樋口社会教育課長、玉記人権教育課長、			
事務局出席者		山崎			
傍聴	可・否	市民 0 名	報道関係者 0 名	議員 0 名()	

会 議 の 概 要

1 開議

酒井委員長 あいさつ

2 日程説明

事務局 説明

3 所管事項説明

(1) 亀岡市犯罪被害者等支援条例について

政策推進室長 あいさつ

安全安心まちづくり課長 別紙資料に基づき順次説明

4 質疑

< 中澤委員 >

亀岡の交通事故で被害者が望んでおられるのは、金銭よりも過失が理解できないので何とかしたいということであるとマスコミを通じて聞く。その中で、一般的に事故被害者が求める支援とはどういうものか、データのものはいいのか。

< 安全安心まちづくり課長 >

データは持っていない。

< 酒井委員長 >

亀岡市交通安全計画で定められている支援とも関係しているがその対応はどうか。

< 政策推進室長 >

1 自治体で支援が完結するものではない。京都府の公益法人京都府犯罪被害者支援センターが設置をされている。その機関には弁護士、司法書士、カウンセラー、職安等、様々な公的機関が入っている。市町村は相談があった時にセンター等につながるのが第1の使命であると考えている。また、相談しやすい環境をつくっていきたい。ただ、待っているだけでは、被害者が勇気をもって相談に行きにくいこともある。1ヶ月もたったので、今日か明日にでも訪問をしたいと考えているところである。第1に市役所が市民の側に入って、耳を傾け、そして、市役所で解決できないものについては、それぞれ機関につなぐことがすべきことと考えている。

<酒井委員長>

今回の事故は、支援金の件では該当しないが犯罪被害等支援条例でバックアップできるところもたくさんあるので、支援をお願いします。

<中澤委員>

第3条について、「平穏な生活ができるようになるまでの間」とあるが、いつまでか。その他にも「適切」、「適正」の文字が入っているが、基準があるのか。第6条「支援を総合的に行う窓口及び連絡会議を設置する。」、また、第7条「広報啓発に努める。」とあるが取り組み状況は。4月から施行されているが、今、どのように動かそうとされているのか。

<安全安心まちづくり課長>

犯罪者支援にかかっては、警察署との連携協力が不可欠であり、4月9日に「犯罪被害者等支援の連携協力に係る協定書」を提携した。連絡組織であるが、犯罪が起きたら即座に対応しなければならないので、亀岡市の犯罪被害者支援庁内連絡会議を要綱設置で設けている。これは13名の関係課長で構成。啓発活動については、広報紙を通じて窓口ができているなどの啓発活動を実施している。

<中澤委員>

適切、適正の判断は連絡会議の中で行うのか。

<安全安心まちづくり課長>

その場合もあるが、犯罪においてはケースがまちまちであり、個人情報もあり、適切、適正は警察や庁内の会議をもって決めていくことになる。

<並河委員>

今回の事件については、制度の案内はされているのか。

<安全安心まちづくり課長>

亀岡市から直接的な案内はしていない。ただ、常に警察の犯罪者支援の係がついておられるので、そちらからアナウンスをされている。

<齊藤副委員長>

個人情報の漏えいがあった。今後あってはならないが、もし、同様の事件があった場合、どことの連携をとって対応されるのか。

<安全安心まちづくり課長>

交通に関しては、市内33団体からなる交通安全対策協議会から横の連携で対応す

ることとなる。個人情報保護条例を亀岡市・京都府もつくっており、横の連携をとってそれぞれの役割分担を決めて対応していく。

<酒井委員長>

亀岡市の交通遺児激励金制度のお知らせはどうか。

<安全安心まちづくり課長>

今、窓口が警察になっており、警察を通じてお伝えをしたいと考えている。

<中澤委員>

見舞金支給要綱第2条で全治1ヶ月以上の療養を要する場合の1ヶ月について、精神的な傷害はどうか。見舞金については、引き続き市内に住所を有する遺族でないと支給できないという意味か。

<安全安心まちづくり課長>

こころの傷害も該当する。市民でないと見舞金は出せないという意味であり、ご理解を願う。

<並河委員>

事件が起こって良いはずはないが、予算措置をしているのか。

<安全安心まちづくり課長>

1件発生してしまった時の対応として30万円計上している。

<石野委員>

亀岡あゆみデイサービスセンターの交通事故も対象となるのか。

<安全安心まちづくり課長>

該当する。

(理事者退室)

<酒井委員長>

事前資料で配らせていただいた 平和の取り組み 人権啓発の取り組み 人権教育の取り組みについて、事前に確認いただいて、何かご意見等はないか。

<中澤委員>

仕事をするのは理事者なので、理事者の説明を聞いて審議をするべきと考えるかどうか。

<酒井委員長>

理事者は説明に来られるつもりであったが、前回委員会では書いてあるのを読まれていただけであった。これをわざわざ読み上げていただく必要はないと思った。理事者にもこの資料の内容以外で、特に説明されたいことがあったら意気込みなどを語ってほしいと伝えたが、資料以外で特筆すべきことがないとのことであった。それなら、資料に目を通した上で、ここは説明をしてほしいというポイントを絞ってから説明を聞いたらどうかと思った。

<中澤委員>

説明の仕方の問題があると思うが、資料を読むのと説明を聞くのでは違う。これは委員長判断で決めるものではない。少しこの委員会運営はやりすぎである。

< 並河委員 >

新規事業は毎年増えるものではない。説明を聞く中で、発想や思いも出てくる。ヒロシマに学ぶ平和の旅があり、定員が30人であったが、記念する平和の取り組みを実施しているときに、希望者全員を行かせてあげるべきといった意見が出て、希望する方全員に行ってもらった経過がある。まず、説明を聞くべき。

< 石野委員 >

資料を読んだが、説明が聞きたいという思いが出てきた。

< 齊藤副委員長 >

1年目なので、先輩が必要とおっしゃるのでそれでよい。

< 中澤委員 >

説明の仕方がまずいということがあっても、理事者の話を聞くのは当然である。理事者の話を聞いても一緒であるというのは横柄、横暴である。そのような考え方はおかしい。

< 酒井委員長 >

必要ないではなく、説明したいことがあれば来てくださいと言った。当然だから来てもらうではなく、報告を受けるだけでなく、議論がしたい。

只今から、理事者に来ていただき、説明を受ける。

< 並河委員 >

言い方の問題で説明したいことがあればという言い方をされれば、これを見てもらったらわかるとなる。

所管事項説明

(2) 人権啓発の取り組みについて

生涯学習部長 あいさつ

人権啓発課長、別紙資料に基づき順次説明

(3) 人権教育の推進について

教育部長 あいさつ

学校教育課長、社会教育課長、人権教育課長 別紙資料に基づき順次説明

4 質疑

< 中澤委員 >

書いてある内容がすべてとのことで、特段に今年はこれだという内容があまりないと聞いた。重要なテーマであるが熱意が感じられなかったとあったが、そのやり取りは。ここをやりたいという思いはどうか。委員長が説明をしてもらえますか言ったときに特段に書いてある内容ですよと言われたと聞いた。しっかりと話をさせて

もらわないと困るということがあってもよかったと思う。

<酒井委員長>

今回は、資料をしっかりと作っていただいた。特に、説明したいということがあれば説明いただき、なければ委員の中で、テーマを抽出して、議論の場があればよいと考えた。理事者は説明することは何もないのかと思っていらっしゃるようだが、決してそうではない。理事者は今の事業を一生懸命取り組んでいただいている。

<中澤委員>

書いてあるものを見て、問題があれば来てほしいということではなく、物事については論外のものもあるので、話を聞きながら、審査をすべきである。

意気込みがなかったという委員長の報告であった。

<酒井委員長>

なかったとはいっていない。本年度の重点施策の説明をお願いする。

<生涯学習部長>

天川文化センターの施設整備について、本年度は施設の立ち上げをする。西部地域を網羅した新たなコミュニティの発信をしていく。啓発事業がさらに進んでいくよう取り組んでいく。

<教育部長>

新規事業はないが、教育相談、特別支援等、年々充実をさせている。学校の人権教育、また、人権教育講座、人権指導者講座の講座内容等をよりタイムリーな内容にしていくなど充実させていきたい。

<中澤委員>

非核宣言都市を広く内外に発信していくとのことであるが、具体の取り組みは。京都芸術祭音楽委員会の内容を具体的に説明を。

<秘書課長>

昨年は1周年であり、1周年を記念する平和のコンサート等も開催した。本年は8月の平和月間を中心に宣言の内容を広報紙、ホームページ等を通じて広く発信をしていきたい。平和祈念式典には宣言文の唱和も考えている。「広島に学ぶ親子平和の旅」は今年で10回目となる。20組40名、昨年より多く予定している。

また、うつくしものは平成14年に歌ができて以来、市内の音楽団体、市内の小中学校でも歌っていただき、演奏いただいている。広がりを大切にしたい。市外にも行っていただき、発信をしていただいている。

<石野委員>

「広島に学ぶ親子平和の旅」は今年で10回目となる。今後も継続予定か。また、平和塔の明かりはいつ点灯するのか。

<秘書課長>

ゴールデンウィークと8月、年末年始はライトアップの計画をされている。「広島に学ぶ親子平和の旅」は、できれば継続していきたいと考えるが、小学校・中学校

の修学旅行が広島・長崎に変更されれば、発展的に解消してもよいのではと考えている。

< 齊藤副委員長 >

元旦ロードレースの車いす参加について、参加者がなかったが原因は。

< 社会教育課長 >

原因は追究していないが、今年度、周知に努めていきたい。

< 齊藤副委員長 >

原因を精査してから、周知・啓発すべきである。

< 並河委員 >

世界連邦・非核平和都市宣言について、広く内外に発信すると書かれている。他市では、他の地域から来られた場合でもわかるように、正面玄関にボックス型の立て看板が置かれている。具体的にはどうか。

< 秘書課長 >

世界連邦・非核平和都市宣言の懸垂幕は市役所の正面に平和月間を中心に二ヶ月間の設置を考えているが、できるだけ長く掲げていきたい。宣言文は、市役所に入っていたかないといけませんが、全文を掲げている。亀岡ライオンズクラブでお世話になったカリヨンベルは JR 亀岡駅に移設をいただき、宣言文の内容を掲げていただいている。また、綾部市が中心となっていたい世界連邦宣言自治体全国協議会を通じても発信している。

< 並河委員 >

市の公報の設置場所に立て看板を設置するなど、財政的な負担がなくてもできると考える。

< 秘書課長 >

来客駐車場のロータリーの入り口に亀岡ライオンズクラブから寄贈いただいた宣言文全文が記載された石盤がある。市だけでなく、社会福祉団体等からも啓発を行っている。

[理事者退室]

5 今後の取り組みについて

特別委員会のあり方について

< 酒井委員長 >

特別委員会の本質は、特定の事件について設置する臨時的な合議制の機関であって、特定の事件及び事項は、臨時的なもので期間を区切って審議できるものでなくてはならないと言われている。本委員会は、平成 23 年 3 月 14 日の本会議で、「亀岡市における平和・人権問題の解決に必要な総合対策及び事業の推進を図る」ことを目的に設置をされているが、特別委員会のあり方については、今年の 2 月

の幹事会で2回ほど話し合われ、委員の任期が2年の中で、今2年目であるので、今年1年間かけて協議し、結論を出すこととなっている。今後、特別委員会をどうするかということを、今日の会議で決めていきたいと考えている。趣旨と照らし合わせて考えると、平和人権の問題は大変重要な問題なので、特別委員会ではなく、最近活発に常任委員会が動いているので、常任委員会の中で審議するのがふさわしいのではと考える。ご意見を願います。

<中澤委員>

特別委員会を廃止し、常任委員会で審議をするということか。

<酒井委員長>

特別委員会の本質からはずれている。今、特別に期間を区切って審議をする内容があれば、取り組んでいったらよいが、ないのであれば常任委員会にお返しをし、その中で活発に審査をしていただくのが一番良いと考える。

特別委員会のあり方については、幹事会で検討しようということとなっているから検討をするのではなく、平和人権は非常に重要であるが、特別委員会の趣旨がその本質に合っているかということを見て、特別委員会の存続を議論に乗せたい。会議はコストがかかっているものであり、議会改革が進んでいくと常任委員会も非常に活発に動いて、会議がどんどん増えてきている。スクラップしていかないといけない部分もある。そういう観点から意見をいただきたい。特別委員会は臨時的なものであり、その上、期間に区切りがつけられるものを審議するのが本質である。

<中澤委員>

議員は今、通年議会と言われ、いつでも、どこでも、任期中拘束されていると言われている。テーマがあるとかないというよりも、人権平和は大きなテーマであり、特化している。亀岡市のあらゆるもののベースにおいている。また、人権平和は常に考えていかなければならないものである。安易に廃止することは考え方が理解できない。

<酒井委員長>

人権平和は、恒常的な、広範なテーマであるがゆえに特別委員会でやるのがふさわしいのかという議論をしている。決して、軽んじているわけではない。特別委員会は臨時的なものであり、その上、期間に区切りがつけられるものを審議するのが本質であると言っている。

<中澤委員>

特別委員会として審議することに意義があると言っている。

<並河委員>

何かがあった時に、審議ができる。総務の所管が多いのでこれだけの時間をさくことができない。いろんな形で議員がかかわっているほうがよい。平和人権は度々会議をしなくても、置いておく委員会でよい。

<石野委員>

今、亀岡市の特別委員会は恒常的な内容がテーマとなっているものが多いが、常任委員会もボリュームが多いので、残しておいてほしい。

< 齊藤副委員長 >

特別委員会の方が掘り下げて審議をしている。設置の意味はある。

< 酒井委員長 >

課題がある時に開議をすればよいという考え方が共通している。それならば、課題があったときに特別委員会を設置すればよいということになる。

< 並河委員 >

年間の事業内容は聞くべきと思う。犯罪被害者のようにそういうテーマがあれば審議をすればよい。

< 齊藤副委員長 >

テーマはインターネットによる人権侵害はどうか。

< 酒井委員長 >

常任委員会との差を出すのであれば、平和人権という視点で質疑をし、また、何か提言していかななくてはならないと考える。常任委員会で質疑をする内容と重ならないようにしないといけない。皆さんが意欲的に続けていこうと思っていただいているのであれば、前年度以上にテーマを見つけて、有意義な委員会としていければと考える。次回のテーマは、インターネットによる人権侵害とするがよいか。

(全員 了)

< 酒井委員長 >

日程については、改めて調整するが、次回までにこの問題について研究して来ていただいて議論ができるようお願いをする。

(全員 了)

6 その他

○人権講座の出席について

< 酒井委員長 >

6月定例会会期中であり、委員の出席は難しい。本委員会委員の出席は難しいと報告する。

7 閉議

散会 12 : 16